

資料 1 年間を見通したいじめ防止指導計画について

いじめの未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組むために、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の計画を立てて、学校全体でいじめの問題に取り組めます。

	項 目	時 期	
いじめ防止のための措置	児 童	○ 異学年交流会の実施	通年
	主 体	○ 学級活動等での話し合い活動の実施	通年
		○ ボランティア活動の推進	通年
		○ 児童会による学校行事や集会の企画・運営	9月、3月
	教 員	○ 一人一人の実態に応じたわかる授業の展開	通年
	職 員	○ 教育相談週間の設定	5月、10月、2月
	主 体	○ 教科や学級活動等を中心にした道徳教育や情報モラル教育の時間設定	・6月、10月、2月 ・教科の単元計画に基づく
		○ PTA総会での学校の方針説明	4月
		○ 学級通信等を活用したいじめの防止活動の報告	学期1回
		○ 参観日における保護者への説明等	通年
いじめの早期発見の措置	い	○ 児童の発する具体的なサインの作成と共有 ・資料3、4参照	通年
	発 見	○ 教育相談週間の設定	学期1回
	め の の	○ 学校独自のアンケートの実施	毎月
		○ 県下一斉のアンケートの実施	11月
	措 早	○ 職員会での情報の共有	通年
	置 期	○ 進級時の情報の確実な引き継ぎ	3月、4月
		○ 過去のいじめ事例の蓄積	通年

※ 計画を作成するに当たっては、教職員の研修や生徒への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進していきます。